



令和2年度 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金

[CO₂排出削減設備導入事業]

中小企業者等※向け



埼玉県のマスコット「コバトン」

高効率設備への更新、設備の燃料転換、再エネ設備の導入など
CO₂排出削減設備の導入費用の一部を補助します

1. 事業概要

申請受付期間

(郵送のみ) 令和2年4月27日(月) ~ **6月5日(金)** [必着・厳守]

対象事業

- ・ ボイラー等の燃料転換
- ・ 設備の高効率化 (照明のLED化等)
- ・ 高効率熱源等の導入 (ヒートポンプ導入等)
- ・ インバータ制御の導入
- ・ 再生可能エネルギー利用設備の導入 (太陽光発電設備等、全量売電を除く)

補助率等

事業所規模 (原油換算)	補助率等	補助金上限額
大規模事業所 (1,500 kL以上)	1 / 3 (国庫併用可)	1,000万円
中小規模事業所 (1,500 kL未満)	1 / 3 1 / 4 (ESCO事業)	500万円 1,000万円 (ESCO事業)

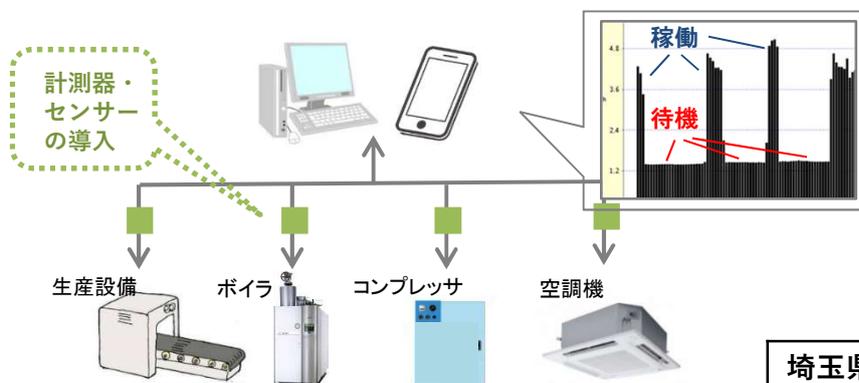
※詳細については募集要領をご確認ください。

埼玉県 CO₂ 補助金

検索

(参考) 埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金 [スマート省エネ技術導入事業]

- エネルギーマネジメントシステム (EMS) やIoTを活用した省エネ技術導入に対する補助金を新設しました。補助率：1/3以内、補助限度額：1,000万円。
- 中小企業者等の事業所 (大規模事業所・中小規模事業所ともに) が対象です。
- 高効率設備の導入と併せて、省エネ対策にEMS等を活用することで、より大きな省エネ・省CO₂効果が期待できます。
- 国補助金、埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金[CO₂排出削減設備導入事業]、埼玉県民間事業者暑さ対策設備等省エネ補助金と同時申請が可能。



設備稼働の無駄の改善・
設備の設定条件の最適化等

CO₂排出量の削減!
エネルギーコストも削減

埼玉県 スマート省エネ 補助金

検索

【問い合わせ先】

埼玉県環境部温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

FAX 048-830-4777

<大規模事業所> : 電話 048-830-3043

E-mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

<中小規模事業所> : 電話 048-830-3021

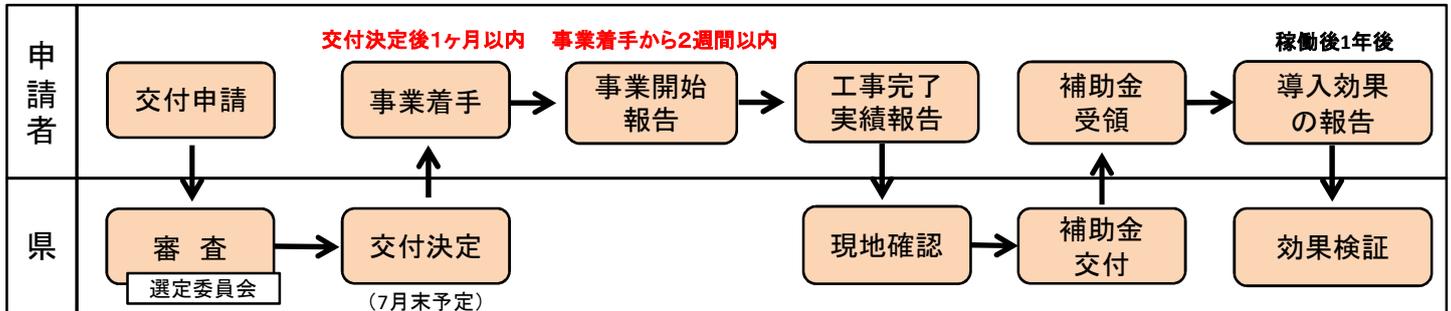
E-mail a3030-04@pref.saitama.lg.jp

2. 補助対象事業所

中小企業者等※が所有又は使用する県内の事業所

※ 民間事業者（埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。ただし、会社にあつては、埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条の規定に基づく中小企業者に限る。）

3. 事業フロー



※年間エネルギー使用量（原油換算値）が100kL以上の事業所については、省エネ診断の受診が必要です。省エネ診断を未受診の場合は、交付申請までに省エネ診断の申込をしてください。交付申請までに申込ができない場合は、補助金の交付決定後速やかに申込を完了してください。

4. 対象経費

- 設備の導入に伴う**機器費**及び**工事費**

項目	①省エネ設備導入事業	②ESCO事業
機器費	設備代、必要不可欠な付属機器	
		改修後のエネルギー使用量に関する計測機器、エネルギー管理設備（機器の台数制御、出力制御等を自動的に行う機能を有するもの）
工事費	労務費、設計費、材料費、消耗品・雑材料費、直接仮設費、試験調整費、立会検査費、機器搬入費等（補助対象事業を行うために不可欠な工事の費用）	

[補助対象外経費] 撤去費、移設費、処分費、通信費、光熱水費、旅費、消費税及び地方消費税等

5. 審査・選定

外部有識者による選定委員会の審査を経て、予算の範囲内で交付決定又は不交付決定します。

6. 補助の主な条件

- 補助金の交付決定前に**補助対象事業に着手（工事発注含む）してはならないもの**とします。
- 法人県民税及び法人事業税（個人の場合：個人県民税及び個人事業税）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。等

7. 申請書提出にあたっての注意点

- 申請受付期間に正本1部を郵送により提出してください。
- **代理申請は不可**。必ず申請者本人が、交付申請書及び必要書類を温暖化対策課に**郵送**してください。やむを得ず持参する場合は、事前予約制となります。